

徳島市まちづくりチャレンジ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、このまちを市民の力でより良くしていくことを目指し、将来の地域の担い手としての若者をはじめとする、多様な主体が取り組むまちづくり活動を支援するため、予算の範囲内において、徳島市まちづくりチャレンジ補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和30年徳島市規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「若者」とは、事業実施年度の末日における年齢が13歳から39歳までの者をいう。

(補助金の種類等)

第3条 この要綱による補助金の種類は、一般チャレンジコース及び若者チャレンジコースとし、それぞれの目的及び補助金額は次に定めるとおりとする。

補助金の種類	補助の目的	補助率	限度額
一般チャレンジコース	多様な主体が取り組むまちづくり活動の支援	10/10	12万円
若者チャレンジコース	将来の地域の担い手としての若者のまちづくり活動の支援	10/10	8万円

(補助対象団体)

第4条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 徳島市まちづくり協働プラザに団体登録を行っていること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の統制下にある団体ではなく、かつ、会員に暴力団又は暴力団員との関係を有する者がいないこと。
- (3) 構成員に18歳以上の者を1人以上含むこと。また、若者チャレンジコースにおいては、構成員に若者を3人以上含むこと。
- (4) その他市長が不適切と認める団体ではないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が実施する活動であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地域の課題解決をするため、広く市民に開かれ、自主的かつ自発的に行われる公益的な取組であるとともに、まちづくりに資する活動であること。
- (2) 補助対象団体が自ら企画し、徳島市内において実施する活動であること。
- (3) 事業実施年度で完了するものであること。
- (4) 若者チャレンジコースにおいては、若者が主体となり取り組む活動であること。

2 前項の規定に関わらず、事業が次のいずれかに該当するときは、補助金の対象としない。

- (1) 営利を目的とするもの。
- (2) 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの。
- (3) 公序良俗に反するもの。
- (4) 法令、条例等に違反するもの。
- (5) 政治活動又は宗教活動を主たる目的とするもの。
- (6) その他市長が不適切と認めるもの。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業を実施するために必要かつ直接的な経費であって、別表に定めるものとする。

2 経費として算入できるものは、次条に定める補助対象期間に支出したものとする。

(補助対象期間)

第7条 補助対象期間は、第9条に規定する補助金の交付決定の通知を受けた日から当該通知を受けた日が属する年度の3月末日までとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする団体の代表者は、徳島市まちづくりチャレンジ補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長が指定した期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 徳島市まちづくりチャレンジ補助金事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 徳島市まちづくりチャレンジ補助金事業収支計画書（様式第3号）
- (3) 若者チャレンジコースにおいては、徳島市まちづくりチャレンジ補助金団体名簿（様式第4号）
- (4) 団体の会則・定款・規約その他これらに類するもの。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、提案する事業に関する資料

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査した上で、補助金の交付又は不交付を決定し、当該申請をした団体に徳島市まちづくりチャレンジ補助金交付・不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- 2 前項の審査にあたっては、徳島市まちづくりチャレンジ補助金採択候補検討委員会（以下「委員会」という。）から意見を聴取した上で、市長が交付又は不交付を決定するものとする。
- 3 前項の委員会の設置及び検討方法等については、市長が別に定める。
- 4 市長は、第1項の規定による補助金の交付の決定にあたって、必要と認める条件を付することができる。

(変更、中止又は廃止)

第10条 前条に規定する補助金の交付の決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、補助対象事業の内容を変更し（軽微なものは除く。）、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止する場合は、速やかに徳島市まちづくりチャレンジ補助金変更・中止・廃止申請書（様式第6号）に必要な書類を添え、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の変更、中止又は廃止を承認するときは、必要に応じ、交付決定の内容を変更

し、又は新たな条件を付して、その内容を徳島市まちづくりチャレンジ補助金変更・中止・廃止承認通知書（様式第7号）により交付決定団体に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定団体は、補助対象事業が完了した日の翌日から起算して30日以内又は補助金交付決定を受けた日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、次の書類を市長に提出することにより、実績報告しなければならない。

- (1) 徳島市まちづくりチャレンジ補助金実績報告書（様式第8号）
- (2) 補助対象事業の収支に係る証拠書類（写しでも可）

（補助金の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査した上で、適正な補助金の額を確定し、徳島市まちづくりチャレンジ補助金交付額確定通知書（様式第9号）により速やかに交付決定団体に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 交付決定団体は、前条の規定による通知を受けたときは、徳島市まちづくりチャレンジ補助金交付請求書（様式第10号）により、市長に補助金を請求するものとする。ただし、次条の規定により補助金の概算払を受けた場合であって、前条の規定による補助金の額の確定の際、補助金の精算を要しないときは、この限りではない。

- 2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第14条 交付決定団体は、補助金の概算払を受けようとするときは、徳島市まちづくりチャレンジ補助金交付概算払請求書（様式第11号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、交付決定した補助金の額の全部又は一部を概算払により交付することができる。
- 3 前項の概算払の交付を受けた交付決定団体は、第12条の規定により確定した補助金の額が、概算払を受けた額を下回ったときは、速やかにその差額を市長に返還しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 市長は、交付決定団体が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を交付対象事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 連絡なく補助対象事業を変更し、又は中止し、若しくは廃止したとき。
 - (4) その他この要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、別に期限を定めてその返還を命ずるものとする。
 - 3 市長は、第1項の交付決定の取消しにより交付決定団体に生じたいかなる損害に対しても、賠償の責を負わない。

(調査等)

第16条 市長は、必要に応じ交付決定団体に対して補助対象事業に関する報告若しくは関係書類の提出を求め、又は本市職員をして関係書類について検査させ、その必要な指示をすることができるものとする。

(交付の制限)

第17条 補助対象団体は、1年度につき1度のみ補助金の交付の決定を受けることができるものとする。

(定めない事項)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(従前要綱の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、従前の「徳島市協働による新たなまちづくり事業補助金交付要綱」(令和4年9月1日施行)は、これを廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象経費	経費の種類
人 件 費	補助事業に直接従事する団体構成員の person 費 （補助対象経費の20%を上限とする。）
報 償 費	講師、専門家等、補助対象事業に従事する臨時スタッフへの謝礼など
旅 費	講師や専門家等を招聘するための旅費や事業の打合せ等に係る旅費など （先進地視察旅費は除く。）
消 耗 品 費	事務用品など、消耗品や消耗性のある資材取得に係る経費など
食 糧 費	炎天下での熱中症予防や長時間の活動での栄養補給など、事業実施にあたり必要と認められる飲料や食糧に係る経費など （1人あたり1回500円以内のものに限る。）
印刷製本費	コピー料金をはじめ、印刷や製本に係る経費など
役 務 費	通信運搬費、広告料、保険料、手数料など
使用料及び 賃 借 料	会場借上料、リース・レンタル料など
備品購入費	事業実施にあたり必要と認められる備品類購入に係る経費など （原則、単価が1万円未満のものに限る。）
そ の 他	その他、市長が特に必要と認める経費
対象外経費	次に掲げる経費は、補助対象経費に含まないものとする。 (1) 補助対象団体の経常的な運営に関する経費 (2) 補助対象事業の実施に直接関係しない食糧費、慶弔費、交際費等の経費 (3) 他の制度からの補助金等を充当する経費 (4) 会員又は会員が経営に関与している企業等へ支出する経費 (5) その他市長が不適切と認める経費

徳 島 市 長 殿

住 所

団 体 名

代表者名

電話番号

徳島市まちづくりチャレンジ補助金交付申請書

徳島市まちづくりチャレンジ補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

私たちは、徳島市まちづくりチャレンジ補助金交付要綱第 4 条各号のいずれにも該当する団体であることに相違ありません。

また、申請事項及び関係書類に関して、原則公開とすることを承諾するとともに、記載事項は、事実と相違ないこと及び申請した事業に補助金の交付が決定された場合は計画から実施まで責任をもって遂行することを誓約します。

1. 希望するコース（一般チャレンジコース ・ 若者チャレンジコース）

2. 事業名

3. 事業の概要

4. 補助希望額

金 _____ 円（総事業費 _____ 円）

5. 添付書類

- (1) 徳島市まちづくりチャレンジ補助金事業実施計画書（様式第 2 号）
- (2) 徳島市まちづくりチャレンジ補助金事業収支計画書（様式第 3 号）
- (3) 徳島市まちづくりチャレンジ補助金団体名簿（様式第 4 号）※若者チャレンジコースのみ
- (4) 団体の会員・定款・規則その他これらに類するもの。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、提案する事業に関する資料

6. 確認事項 ※代表者が未成年（18 歳未満）の場合のみ、ご確認のうえチェックしてください。

☐ 本件を申請し補助金の交付を受けることについて、保護者の承認を得ています。

【参考：徳島市まちづくりチャレンジ補助金交付要綱第 4 条】

（補助対象団体）

第 4 条 補助対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 徳島市まちづくり協働プラザに団体登録を行っていること
- (2) 構成員に 18 歳以上の者を 1 人以上含むこと。また、若者チャレンジコースにおいては、構成員に若者を 3 人以上含むこと
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団もしくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）の統制下にある団体ではなく、かつ、会員に暴力団又は暴力団員との関係を有する者がいないこと
- (4) その他市長が不適切と認める団体ではないこと

徳島市まちづくりチャレンジ補助金事業実施計画書

事業名	
実施期間	
事業目的	
事業内容	《具体的な事業内容》
	《実施スケジュール》
目標及び事業効果	《目標と事業によって得られる効果》
他の補助制度等の活用予定	申請の有無 有 ・ 無 補助制度等の名称 _____ 申請内容（対象経費） _____ 申請金額 _____円

※ いずれの項目も簡潔に記入すること。

※ 別に計画書を作成している場合は、添付をもって代えることができる場合があります。

徳島市まちづくりチャレンジ補助金事業収支計画書

事業名 _____

団体名 _____

【収入の部】(単位 円)

科 目	予算額	積算根拠	備考
補助金			
自己資金			
合計 (A)			

【支出の部】(単位 円)

科 目	予算額	積算根拠	備考
合計 (B)			

※ 団体等の年間予算額ではなく、事業に関わる全収支を記載してください。

※ 人件費は、補助対象経費の 20% に当たる額を上限として記載してください。

徳島市まちづくりチャレンジ補助金団体名簿

令和 年 月 日 時点

通 番	氏 名 (役職名)	住 所	年度末 時点の 年 齢	活動の中心 メンバー
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

合計	_____人
----	--------

- ※ 若者チャレンジコースに申請する場合は、この様式を提出してください。
- ※ 代表者を含めて記入してください。
- ※ 書ききれない場合は、この様式を追加してください。
- ※ 他に団体名簿がある場合は、添付をもって代えることができる場合があります。

団 体 名
代 表 者 様

徳島市長 印

徳島市まちづくりチャレンジ補助金 交付・不交付 決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった徳島市まちづくりチャレンジ補助金について、
徳島市まちづくりチャレンジ補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり
(交付 ・ 不交付) を決定しましたので通知します。

記

1. 交付決定額 金 円
2. この補助金の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付徳島市まち
づくりチャレンジ補助金交付申請書（様式第 1 号）に記載のとおりとする。
3. 交付条件： 徳島市まちづくりチャレンジ補助金交付要綱の規定を遵守すること。
4. 交付決定の内容又は交付条件に不服があるときは、交付決定を受けた日から 7 日以
内に交付を辞退することができる。
5. 不交付の理由：

以 上

徳 島 市 長 殿

住 所
団 体 名
代表者名
電話番号

徳島市まちづくりチャレンジ補助金変更・中止・廃止申請書

令和 年 月 日付（徳島市指令市協第 号）で交付決定を受けた令和 年度
徳島市まちづくりチャレンジ補助金について、徳島市まちづくりチャレンジ補助金交付要
綱第 10 条の規定により、（ 変更 ・ 中止 ・ 廃止 ）したいので提出します。

理由

※ 記入欄は適宜調整してください。

団 体 名
代 表 者 様

徳島市長 印

徳島市まちづくりチャレンジ補助金変更・中止・廃止承認通知書

令和 年 月 日付で提出のあった徳島市まちづくりチャレンジ補助金変更・中止・
廃止申請書について、徳島市まちづくりチャレンジ補助金交付要綱第 10 条の規定により、
下記のとおり承認しましたので通知します。

記

- 1 . 事 業 名
- 2 . 決 定 事 項
- 3 . 条 件

以 上

徳島市長 殿

住 所

団 体 名

代表者名

電話番号

徳島市まちづくりチャレンジ補助金実績報告書

令和 年 月 日付（徳島市指令市協第 号）で交付決定を受けた令和 年度
徳島市まちづくりチャレンジ補助金の実績について、徳島市まちづくりチャレンジ補助金
交付要綱第11条の規定により、報告します。

添付書類

1. 徳島市まちづくりチャレンジ補助金事業実績報告書
2. 徳島市まちづくりチャレンジ補助金収支決算書

1. 徳島市まちづくりチャレンジ補助金事業実績報告書

事業名			
実施期間	令和 年 月 日 () ～ 令和 年 月 日 ()		
実施内容	年 月 日	内容・参加・利用者人数等	実施場所
事業成果（効果）説明			

※ 実施内容及び事業成果（効果）説明は簡潔に記入してください。
※ 別に報告書を作成している場合は、添付をもって代えることができます場合があります。

2. 徳島市まちづくりチャレンジ補助金収支決算書

【収入の部】（単位 円）

科目	予算額	決算額	内容
補助金			
自己資金			
合計（A）			

【支出の部】（単位 円）

科目	予算額	決算額	内容
合計（B）			

【収支決算】（単位 円）

（A）－（B）	
---------	--

団体名

代表者様

徳島市長

印

徳島市まちづくりチャレンジ補助金交付額確定通知書

令和 年 月 日付（徳島市指令市協第 号）で交付決定を行った令和 年度
徳島市まちづくりチャレンジ補助金について、令和 年 月 日付で提出のあった
実績報告書を、審査した結果、当該補助金の交付決定の内容及び交付条件に適合すると認め
られましたので、徳島市まちづくりチャレンジ補助金交付要綱第12条の規定により、その
金額を下記のとおり確定します。

記

事業名	
補助金確定額	金 円
補助金既交付額	金 円
交付残額	金 円
返還額	金 円

以上

徳 島 市 長 殿

住 所
団 体 名
代表者名
電話番号

徳島市まちづくりチャレンジ補助金交付請求書

令和 年 月 日付（市協発第 号）で交付額の確定を受けた令和 年度徳島市まちづくりチャレンジ補助金について、徳島市まちづくりチャレンジ補助金交付要綱第 13 条の規定により、次のとおり請求します。

事 業 名	
補助金確定額	金 円
既 受 領 額	金 円
今 回 請 求 額	金 円

振込先口座

金 融 機 関 名		支 店 名	
口 座 種 別	普 通 ・ 当 座	口 座 番 号	
フリガナ			
口 座 名 義			

徳 島 市 長 殿

住 所
団 体 名
代表者名
電話番号

徳島市まちづくりチャレンジ補助金交付概算払請求書

令和 年 月 日付（徳島市指令市協第 号）で交付決定を受けた令和 年度
徳島市まちづくりチャレンジ補助金について、徳島市まちづくりチャレンジ補助金交付要
綱第 14 条の規定により概算払を受けたいので次のとおり請求します。
なお、徳島市まちづくり補助金交付額が確定した際に、返還額が発生した場合には、す
みやかに返還することを誓約します。

事 業 名 _____
補助金交付決定額 金 _____ 円
概 算 払 請 求 額 金 _____ 円

請 求 理 由

振 込 口 座			
金 融 機 関 名		支 店 名	
口 座 種 別	普 通 ・ 当 座	口 座 番 号	
フ リ ガ ナ			
口 座 名 義			